

新旧対照表

旧	新	備考
<p>測量業務共通仕様書</p> <p>平成 4年 5月 制 定 平成20年12月 改 定 平成22年 2月 改 定 平成25年 4月 改 定 平成28年 7月 改 定 令和 2年 8月 改 定</p> <p>目次～第 102 条第1項第 27 号まで省略</p> <p>28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>署名又は捺印</u>したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>第 102 条第1項第 29 号～第 111 条第 2 号まで省略</p>	<p>測量業務共通仕様書</p> <p>平成 4年 5月 制 定 平成20年12月 改 定 平成22年 2月 改 定 平成25年 4月 改 定 平成28年 7月 改 定 令和 2年 8月 改 定 <u>令和 3年 9月 改 定</u></p> <p>目次～第 102 条第1項第 27 号まで省略</p> <p>28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>記名(署名又は押印を含む)</u>したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>第 102 条第1項第 29 号～第 111 条第 2 号まで省略</p>	<p>改正年月を追記</p> <p>押印見直しに伴う修正及び追記</p>

旧	新	備考
<p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15 日以内(休日等を除く。)に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日以内(休日等を除く。)に、完了時は業務完了後、15 日以内(休日等を除く。)に、訂正時は適宜、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、委託者に提出しなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15 日以内(休日等を除く。)に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日以内(休日等を除く。)に、完了時は業務完了後、15 日以内(休日等を除く。)に、訂正時は適宜、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、委託者に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、電子メールによる登録内容の確認について監督員から承諾を得た場合は、登録内容について監督員の確認を受けたうえ、登録するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の作成及び「登録内容確認書」の監督員への提示は省略するものとする。</p> <p>また、登録対象及び時期については、書面による確認の場合に準ずる。</p> <p>以下省略</p>	<p>備考</p> <p>押印見直しに伴う追記</p>